

平成31年第1回太子町議会定例会（第478回町議会）会議録（第4日）

平成31年3月25日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 同意第2号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
- 3 議案第9号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第11号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、総務常任委員会委員長報告)
- 6 議案第12号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第14号 長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第16号 太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 11 議案第8号 町道路線の認定について
(以上1件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 12 議案第17号 平成31年度兵庫県太子町一般会計予算
(平成31年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 13 議案第18号 平成31年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 14 議案第19号 平成31年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 15 議案第20号 平成31年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 16 議案第21号 平成31年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 17 議案第22号 平成31年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 18 議案第23号 平成31年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 19 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 同意第2号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
- 3 議案第9号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第11号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、総務常任委員会委員長報告)
- 6 議案第12号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第14号 長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 10 議案第16号 太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 11 議案第8号 町道路線の認定について
(以上1件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 12 議案第17号 平成31年度兵庫県太子町一般会計予算
(平成31年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 13 議案第18号 平成31年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 14 議案第19号 平成31年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 15 議案第20号 平成31年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 16 議案第21号 平成31年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 17 議案第22号 平成31年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 18 議案第23号 平成31年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 19 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	吉 田 正 之	2 番	長谷川 正 信
3 番	玉 田 正 典	4 番	中 薮 清 志
5 番	堀 卓 史	6 番	藤 澤 元之介
7 番	福 井 輝 昭	8 番	平 田 孝 義
9 番	吉 田 日出夫	10 番	井 川 芳 昭
11 番	清 原 良 典	12 番	中 島 貞 次
13 番	井 村 淳 子	14 番	橋 本 恭 子
15 番	首 藤 佳 隆	16 番	森 田 眞 一

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	塩 井 英 裕	書 記	森 文 彰
書 記	宗 藤 智 洋		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	服 部 千 秋	副 町 長	名 倉 嗣 朗
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	栄 藤 雅 雄
生活福祉部長	岡 田 俊 彦	経済建設部長	八 幡 充 治
教 育 次 長	木 村 和 義	財 政 課 長	嶋 津 一 弥

(開議 午前10時00分)

○議長（森田眞一） おはようございます。

平成31年第1回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回太子町議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（森田眞一） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から同意1件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員等から組合議会等の報告書が提出されました、したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

それでは、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 同意第2号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（森田眞一） 日程第2、同意第2号教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 皆さん、おはようございます。

同意第2号教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会の教育長寺田寛文氏が平成31年3月31日をもって辞職されることに伴い、後任として沖汐守彦氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

沖汐氏の経歴は参考資料のとおりであります。教育に対する広い識見があり、教育行政の推進に適任者であると考えております。

なお、任期は寺田教育長の残任期間である平成31年4月1日から平成33年9月30日までの2年半であります。よろしく審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第2号を採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の入り口を閉じます。

（議場閉鎖）

○議長（森田眞一） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に吉田日出夫議員及び井川芳昭議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（森田眞一） 念のために申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と

記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田眞一) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(森田眞一) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(森田眞一) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田眞一) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

吉田日出夫議員及び井川芳昭議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(森田眞一) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 15票、反対 0票

以上のとおり全員賛成です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

日程第3 議案第9号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第11号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(森田眞一) 続きまして、日程第3、議案第9号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第5、議案第11号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

上程中の議案3件については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中に御審査をいただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 皆さんおはようございます。

当委員会に3件付託案件がありましたので、審査報告書を読み上げ報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第9号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月8日（金）午後1時から午後2時29分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①働き方改革で文言変更と時間外勤務の上限等、変更とはとの質疑で、大きく3点あり、1点目、時間外労働の上限規制の導入で時間外労働の条件を月45時間、年360時間を原則とする。ただ、臨時的に特例な事情がある場合でも、年720時間、月単位100時間未満、複数月平均80時間を限度に設定するが、災害の場合等、町長が特例にこの期間中にこのような業種については必要があると認めた場合については適用除外にする。2点目、年次有給休暇の確実な取得で10日以上の子年次有給休暇を付与されている全ての職員に対して、毎年5日間の有給休暇を必ずとる改正である。3点目、これはまだ今からであるが、正規雇用労働者と非正規雇用労働者のふぐあいな待遇の禁止であるとの答弁があった。

②他律的業務とはとの質疑に、例えば国では国会対応、法令協議、予算折衝等で、町では町長が特例的に業務を認めた場合で、税務課は確定申告時期になるとどうしても複数で仕事をする。また選挙でどうしても複数の職員が時間外勤務を強いられる場合は除外される。ただし、どうしても個人的にきちんとした理由があつて時間外勤務をしなければならない場合、今後それを特殊業務として指定するか、事務局で検討しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第10号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月8日（金）午後1時から午後2時29分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①教育委員会委員と議会選出監査委員の報酬がいずれも下がって、産業医の報酬が大幅に上がっている。報酬というのは、その人の仕事に対する評価というのが一般的な考え方であるがとの質疑に、太子町行財政審議会には3年から5年のスパンで、社会的情勢とか均衡の原則を踏まえて金額が適正かどうか検証すべきであるという提言をいただいている。それに基づき定期的にこのたびも検証しようと審議会に諮問をしたもので、特別職の委員報酬についての資料を提示して議論していただき、教育委員会委員、監査委員は報酬の改定ということも視野にもう一度検証してはどうかとの内容の答申があった。それを受けて各所属で検証した結果、この金額がいいのではないかと結論を得た上で、このたび議会に議案を提出したものであるとの答弁があった。

②産業医報酬について、従業員数が多ければ多いほど管理する量が増えて単価は上がるものと思うがとの質疑に、報酬額はたつの市・揖保郡医師会での決定事項で、それにあわせて見直すものであるとの答弁であった。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。賛成、中島副委員長、井川委員、中蔵委員。反対、玉田委員、吉田正之委員。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第11号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、太子町税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月8日（金）午後1時から午後2時29分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①税の条文は難解であるので、表などで資料を素人にもわかるように次回からしていただきたいがとの質疑に、参考資料の議案概要書でコンパクトにまとめるように心がけているが、真摯に承りたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田眞一） 以上で総務常任委員会委員長橋本恭子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第9号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

（全員賛成）

○議長（森田眞一） 全員賛成です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第10号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 この原案に対して反対討論を述べさせていただきます。

教育委員会委員と議会選出監査委員の報酬がいずれも下がっているが、これはあくまでも太子町行財政審議会の意見であるとのこと。報酬減額の理由が、他の市町と比較して高額になっているとの理由のみで減額するのはいかがなものか。本来、報酬はその仕事の質や量並びに必要な知識の難易度により決めるべきものである。しかるに、これらの議論がされたかどうかの説明が全くなく、単に一律で他の市町と比較してとの意見のみである。

特に教育委員会報酬については、太子町が教育環境にすぐれた町であり、他の市町と比較して決して劣るところがないどころか、他市町もうらやむような教育環境をつくり上げてくれている。私も過去にPTAの会長を務めさせていただいたときによく感じました。このような教育環境をつくってくれている教育委員会委員のおかげだと感じているところであります。また、教育委員会委員の意見も聞かせていただきました。教育委員の方は、太子町が本当に財政危機であるならば、我々はボランティアでも務めると言われました。このような崇高な使命を持って仕事に当たってくれており、これを評価したか、しないのか、今回の提案では全く不明である。わずかな金を惜しみ、このような崇高な使命感を持っている教育委員の気持ちに水を差し、それがひいては将来に大きな損失にならないのか。ここはよく考えて、皆さん御判断ください。太子町教育委員会委員の報酬を下げることは、私は反対します。

次に、議会選出監査委員の報酬についてです。どのような組織でも、すぐれた監査役がいるところの組織はすぐれた組織になります。監査役が積極的に改善提案を行い、これにより組織が改善されています。特に、現在国からの指導もあると思いますが、地方自治体の内部統制のあり方が問われています。監査役役割は重大な時期に来ていると思います。また、地方自治体の財務諸表も従来の単式簿記から複式簿記への変更の過渡期であり、日々仕分けに変更が求められています。現在、太子町もこの変革の過程にあると認識しているならば、安易に監査役の報酬を変更するのではないと思います。総務常任委員会審議の過程で、監査役本人が原案に賛成しているところを見ると、監査役をお飾り的な役割と認識し、監査役が報酬が仕事に対して高いと感じているのか、執行機関が行ったものに対して異議なしとして判こを押すだけの機関のように認識しているのかわかりませんが、これは多くの組織ではこのような状態ではやむを得ないと思いますが、しかしこれからの監査役の役目は重大であり、今後監査役になる人にそのことを覚悟してもらいたい。また、そのためにも議員選出監査委員の報酬値下げの幅に関しては御一考願うという意味から、私はここは一旦反対いたします。

以上です。

○議長（森田眞一） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

井川議員。

○井川芳昭議員 先ほど来も、反対の質疑がありましたが、私どもについては医師会の産業医報酬、これについても医師会がいろいろと考えられて、これについては1万5,000円ずつアップということでの、仕事量が増えるということに関しても賛成でございます。また、教育委員会の委員報酬、また議会選出からの監査委員報酬、これについては委員会では平成11年から今まで約20年、そういった改正がなかったということであって、そこからの行財政審議会からの答申ということも考えられて、こういった原案になったということも承知いたしました。また、先ほど来も教育委員会の報酬についても話がありました。私どもについても、近隣の状況またそういった社会的な環境の中で3,000円程度の値下げ、3万5,000円、これもそういったことで構わないだろうという判断をしております。それと議会選出の監査委員についても、通常の常任委員会委員長でも、いろいろと仕事多忙な中、報酬については月1万円程度ということで、これについても3

万円ですから3倍もらってるという形の中で、重要ポストということもありますが、代表監査については変えない。議会選出については1万3,000円程度の値下げで3万円程度ということで、こういったことはいたし方ないだろうという気がしておりますので、これでいいんじゃないかということで私ども賛成討論といたします。

○議長（森田眞一） 次、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 次、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（森田眞一） 賛成多数です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第11号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

（全員賛成）

○議長（森田眞一） 全員賛成です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 6 議案第12号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第14号 長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第16号 太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田眞一） 次に、日程第6、議案第12号太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、議案第16号太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

上程中の議案5件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査をいただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 それでは、5件の議案を審査いたしましたので、委員会審査報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第12号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月7日木曜日午前10時から午後2時50分。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①浴室関係を維持するとした場合、改修工事に幾らほどの費用を要するのかとの質疑に、過去の修繕の記録を調べていると、湯を沸かす熱源の部品で2,400万円、それから配管等で約1,000万円、その他の機器を含めると合計で約4,000万円は最低でもかかると想定しているとの答弁があった。

②浴室廃止後、そのまま放っておくのか、リフォームして会議室等をつくるとかの将来像はとの質疑に、大規模改修時までに計画を練り、どのようにしていくかを考えていきたいとの答弁があった。

③6月末で入浴事業廃止であるが、利用者へのお知らせはとの質疑に、昨年につくも荘のように、この議会で御議決いただいた後に周知を図っていくとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第13号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月7日木曜日午前10時から午後2時50分。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①保証人を立てられる場合は無利子であり、立てられない場合については年3%以内の金利が発生するという改正理由が書いてあるが、核家族化が進む中で保証人を立てられないということが発生するがとの質疑に、災害時の貸付金ということで災害弱者に対する支援という意味合いの制度であるが、あくまで貸し付けという性格のものであり、貸し倒れ等の可能性も十分にあるので、保証人がある場合は無利子、保証人がない場合は1.5%、これについては東日本大震災のときの実例等がそうなのであわせた形で町の条例を改正しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第14号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきでないもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月7日木曜日午前10時から午後2時50分。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①100歳は相当めでたいことなので、急にはなく、もう少し時間をかけてやっていただきたいがとの質疑に、今言われたことは十分理解するし、周知が必要であるというのは当然かと思うが、今回100歳到達者の祝い金の見直しで、減額については近隣市町の均衡を図るところが1つの大きな柱になっており、支給金で見たときの平均額が5万2,500円、祝い品相当額を含んだ平均額は4万1,800円ということで、間の5万円としているとの答弁があった。

②社会情勢ということも改正理由に書かれているが、この社会情勢の変化についてと保健福祉審議会の答申について、どのようなことがあったのかとの質疑に、社会情勢であるが、高齢者が増えたことに伴い介護を受ける方が非常に増えて、介護等給付費が増大し、年間で約1億円毎年上がっている。町負担が12.5%であるので、年間1,200万円程度はずっと上昇している。保健福祉審議会からは上程内容は適当であるとする答申をいただいたとの答弁があった。

③3年、4年のスパンで考えていきながら、太子町独自の政策を行っていくことを考えていただきたいがとの質疑に、近隣市町のまねをするつもりはないが、全体の集中と選択の中で高齢者政策を展開していくことも大事なことでないのかと考えているとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成少数により可決すべきでないものと決した。賛成、井川委員、平田委員。反対、井村副委員長、首藤委員、清原委員。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第15号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月7日木曜日午前10時から午後2時50分。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①今回の改正で太子町における該当者数はとの質疑に、賦課限度額では40世帯、そのまま3万円負担増になるのが35世帯で、残りの5世帯は58万円に比べて多くなるという試算結果である。5割軽減、2割軽減の基準額見直しでは、5割軽減は2割から5割軽減に移る世帯の数が18世帯、34人。2割軽減は18世帯、31人が新たに軽減を受けるというふうに試算をしたとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。賛成、井村副委員長、首藤委員、清原委員、井川委員。反対、平田委員。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第16号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、太子町消

防団条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月7日木曜日午前10時から午後2時50分。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①村の分団ということで企業が応援してくれるのか、それとも第1から第4までの機動分団という中で消防活動を支援してもらえるのかとの質疑に、対応が本団員だけでは苦しいという状況の中での応援体制を第一義に考えているので、どこの分団というのではなく、太子町の消防団としての活動の中での支援をいただくということであるとの答弁があった。

②町内企業への募集のやり方はとの質疑に、ある程度事務局でピックアップして個別にお願いをしていきたいとの答弁があった。

③近隣で既に企業連携消防団を創設しているところはとの質疑に、事務局で把握しているのは、西播磨地域では上郡町、東播・北播地域では加古川市、三木市であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田眞一） 以上で福祉文教常任委員会委員長福井輝昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第12号太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

（全員賛成）

○議長（森田眞一） 全員賛成です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第13号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

(全員賛成)

○議長(森田眞一) 全員賛成です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第14号長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田眞一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(森田眞一) 次に、原案反対の方の発言を許します。

中薮議員。

○中薮清志議員 委員会審査報告書にもありましたが、近隣市町との均衡や社会情勢の変化に伴う今後の財政運営での選択と集中という意見は大変理解できる場所ではありますが、社会福祉政策については当局から見た予算や事柄だけではなく、実際の現場で現在の当事者や、近い将来、その対象となる方の意見を十分に確認した上で検討を行うべきだと思います。もちろん、何らかの確認はされているのだろーとは思いますが、今回の説明におきましてそこが十分であると感じられないので、委員会の報告にもあるように、三、四年のスパンで新しい施策を再考するなり、この1年をかけて御意見を聞くなど、十分に確認を行った上で再度検討されても遅くないのではないかと考えますので、今回の議案に対しては反対といたします。

○議長(森田眞一) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

井川議員。

○井川芳昭議員 順番が違って申しわけございませんでした。

これについても私どもの賛成討論といたしますが、先ほども反対討論の話ございましたが、太子町についてはいろいろとこういった長寿祝い金についても削減をしてみたい。これについても、今回は10万円から5万円に減額ということについても、委員会でもいろいろと質疑がございました。その中でも、近隣が、近隣がと話があって、実は当局からもこういった財源削減した中でほかのことにも、老人施策についても、高齢者の政策についても使っていくんだという言葉がありました。また、近隣を見ても、5万円になったからといって、これについてもたつの市と同額ということで、特段そういったことが極端に下げられているというような内容もございません。また、町民サイドもこういったことに対して、削減されたが、この時代だからしょうがないと、そういった声もございます。私どももいろいろ聞いております。また、まだそんなことやっているのかなということの話も聞いております。そういった中で、もらえる方についても御自身が使われるのではなく、また身内の方が何らかの形で没収をされるというような形も聞いております。そういった中で、時代背景もありまして、こういったことの削減も1つ1つ、高齢者も増えてくるような状態になりますが、住民の皆さんの御理解も大分浸透してきたようござ

います。そういった中で、こういった改正ということもいたし方ないのかというふうに思っておりますので、私どもの賛成討論といたします。

○議長（森田眞一） 次に、原案反対の方の発言を許します。

首藤議員。

○首藤佳隆議員 委員会のほうで反対討論をさせていただいたんで、本会議のほうはほかの方がというふうに思っておりましたが、委員会のほうの反対討論のほうをもう一度というお声があったもんですから、改めて討論をさせていただきます。

この長寿祝い金につきましては、長い間太子町は100歳というおめでたい、人生で本当に大きな節目で御長寿に対して最大級の敬愛の念を持って、太子町ならではの独自のカラーで高齢者に対する施策を行ってきました。にもかかわらず、先ほどの議案第10号の教育委員会委員、また監査委員の報酬についても同じような理由、今回の改正理由の中に「近隣市町にあわせる」という文言があったわけなんですけども。特に、この長寿祝い金に関しましては、高齢化の進展等の社会情勢の変化や近隣市町との均衡を図るためというふうに改正理由がありましたが、近隣市町にあわせる必要は全くなく、通年、日ごろ90歳代の方、御高齢の方から100歳になったら10万円もらえるんだという楽しみの声、本当に楽しみにお待ちになってる高齢者の方々の声も多数聞き及んでいる状況にあること。本会議の席にも質疑でありましたように、祝うということと近隣にあわせるということがどう関係するのかという矛盾も感じるところであります。

また、町内の年齢別人口の現状、ホームページでも発表されてます年齢別人口というのを見ていくと、あと四、五年の間はそれほど高額な経費の増額になるという確かな予想も立っていないという状況であるということから、もう少し周知の期間を置かれたほうがいいんじゃないかというふうに判断します。さらに、先の福祉文教常任委員会の議案審議の際に、当局からはこの長寿祝い金引き下げにかわる高齢者に対するほかの施策を考えていくとの答弁がございましたが、再質疑の中でどのような施策を考えているのかという質疑に対して、具体的なことはまだ考えていないと即答できなかったことから、今回の100歳という、本当に誰もが簡単に到達することができない、本当に長生きをされている方々に対する太子町独自のカラーを発揮できる長寿祝い金を引き下げる今回の条例改正には反対せざるを得ません。ほかの自治体との区別、差別化という形で近隣との違いを独自のカラー、太子町独自のカラーを出していくということこそが地域創生にもつながるということを感じるんで、私は反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（森田眞一） 次、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 次に、原案反対の方の発言を許します。

井村議員。

○井村淳子議員 私も委員会での反対討論を支持するものであります。長年にわたり、社会の発展に寄与をされてきた方々が、100歳になったときに10万円をいただくということに希望を持っております。90代の方々の心中を考えると、いたたまれない気持ちでございます。高齢者は現在年金の減額、また介護保険料の負担等々、大変な暮らしも強いられていることは確かでございます。そういうことも考え、太子町独自の100歳を迎えられる方々のお祝い金の現行の継続が妥当と考え、反対討論といたします。

○議長（森田眞一） 次、原案賛成の方の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 次に、原案反対の方の発言を許可します。

清原議員。

○清原良典議員 議案第14号の反対討論を行います。

このたびの改正は、高齢化の進展等の社会情勢の変化や近隣市町との均衡を図るため、保健福祉審議会の答申も考慮して行われるものであると当局より提案説明があり、付託先の福祉文教常任委員会においては参考資料として近隣市町の状況等が示されたものが配付されました。その資料によれば、確かに当町の祝い金は100歳到達者には10万円、100歳を超える者には2万円と他市町に比べれば手厚い内容となっているというのは十分に理解はできました。また、具体案は示されなかったものの、施策の選択と集中によって、この減額改正とあわせてその他の高齢者福祉の増進には今後も一層寄与をしていきたいという当局の強い意志も理解はしました。しかし、昨今は人生100歳時代と言われつつも、実際に100歳に到達される方は町民3万4,000人のうち毎年10名程度とまだまだ少人数であることから、この100歳到達という人生の大きな区切りに、御本人はもとより、その御家族にとりましても今の大変な慶事であることは疑いようのないものでございます。したがって、このたびの改正で100歳到達者の祝い金が10万円から大幅に減額し5万円とされることは、多年にわたり社会の発展に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うという当町の姿勢として余りにも慈しみや思いやりに欠けるように感じます。

また、特定の町議会議員を応援するならば、予算をつけないといった耳を疑うようなことを団体役員に申し、町当局のトップ方の行為に対し、予算をつけないことは大いに結構であり、福祉施策にその予算を回していただくことを切にお願いをするとし、もう少し時間をかけて検討しながら当町独自の特色ある高齢者福祉施策を展開されることを願い、反対討論とします。

○議長（森田眞一） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

（賛成少数）

○議長（森田眞一） 賛成少数です。したがって、議案第14号は否決されました。

次に、上程中の議案第15号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田議員。

○平田孝義議員 議案第15号に対する国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい

て、反対の討論を行います。

今、高過ぎる国民健康保険税が各地で大問題になっております。国民健康保険は、国民、町民にとって最後のセーフティーネットの役割を果たしております。国民健康保険の保険料は大きな問題であり、今回の国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得の見直し案についての改正内容は平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について課税限度額の引き上げ及び5割軽減、2割軽減の基準額見直しを行うもので、現行基礎課税額58万円に対し、改正後の基礎課税額の課税限度額を61万円に、中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険の見直しなど、これは消費税引き上げに際し、需要変動の平準化の観点からさまざまな納税環境の整備策を行うための税制改正に、政府が平成31年度税制改正の大綱として平成30年12月21日の閣議決定によるものであり、もともと私たちは消費税増税に対し中止を求めるものであり、国民の大半は今回の増税に対し反対である。よって、国民、住民の立場からして、このような経済動向等を踏まえた軽減判定所得の見直しに対する条例に対して反対といたします。

○議長（森田眞一） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

（賛成多数）

○議長（森田眞一） 賛成多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第16号太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

（全員賛成）

○議長（森田眞一） 全員賛成です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～

日程第 11 議案第 8 号 町道路線の認定について

○議長（森田眞一） 次に、日程第11、議案第8号町道路線の認定についてを議題といたします。

上程中の議案については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査をいただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第8号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、町道路線の認定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月11日月曜日午前10時から午前11時42分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①工事現場の車両等の出入り口においては鉄板を敷いているが、グレーチング等の間から碎石などが非常に多く落下しているため、最終的には掃除する必要があるのではとの質疑に、工事中の養生については十分注意をしているが、碎石の撤去については改めて徹底したいとの答弁があった。

②現地確認を行った中で、規定の延長の中にグレーチングがない場所、余分にある場所、規定以上に長いコンクリートぶたの入っていた場所があったが、数量を確認し、決められた場所にグレーチングを入れる必要があるのではとの質疑に、開発書類関係を再確認の上で適切に入れかえを指示するとの答弁であった。

(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。御審議願います。

○議長（森田眞一） 以上で経済建設常任委員会委員長藤澤元之介議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

（全員賛成）

○議長（森田眞一） 全員賛成です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～

日程第１２ 議案第１７号 平成３１年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（森田眞一） 次に、日程第12、議案第17号平成31年度兵庫県太子町一般会計予算を議題といたします。

本案については、平成31年度一般会計予算委員会に付託して、休会中に御審査をいただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成31年度一般会計予算委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 当予算委員会に付託されました件を審査報告書を読み上げ、報告いたします。

平成31年度一般会計予算委員会審査報告書。

１、審査に当たって。

(1)付託案件の平成31年度兵庫県太子町一般会計予算の審査に当たっては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料の提出を求め、慎重に審査した。

(2)補助説明員として、課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を認め、必要な説明を求めた。

(3)歳出予算については、各課の平成31年度における重点目標や取り組み姿勢を聞いた後、それぞれの事業内容ごとに質疑を行い、審査した。

２、審査意見。全般について。

１、町財政の健全性、安定性の観点からも起業を促し、企業成長が必要である。そのためにも、起業しやすく、経営者が経営相談しやすい環境をつくること。

２、観光産業については、歴史遺産を発掘し、地元生産物をお土産や観光客に提供することにより新たな産業を興し、太子町の活性化に努めること。

３、効果的な人口減少対策として、出会い、結婚、育児、教育、仕事等をトータル的に踏まえ、働きやすい、子育てしやすい、教育環境のよいまちづくりに努めること。

歳入について。

１、課税公平の原則から悪質な滞納者に対して適切な措置をとり、不納欠損、収入未済が減少するように努めること。

２、収納率の向上を図るため、納税者の実態を把握し、積極的に納税相談に応じ、収入未済と不納欠損の抑制に努めること。

３、法人町民税は、産業発展の観点からも法人育成に努め、必要な環境整備を行い、税の増収に努めること。

４、受益者負担のあり方を検討し、各施設の利用率の向上にも努め、財源確保を図ること。

歳出について。

(1)各款共通事項について。

１、公債残高が増加しているため、長期的なプランによりバランスをとりながら財政の健全性を確保すること。

２、職員の資質向上のため、内部研修及び外部派遣研修の充実を図ること。

(2)各款の予算について。

①総務費。

１、工業統計調査の結果を的確に把握し、まちの活性化に結びつけること。

２、ふるさと応援寄付金は事業目的に沿って適切に執行し、広く広報に努めること。

３、参画と協働のまちづくりの観点から、積極的に住民各層との対話に努め、協働事業を行うこと。

４、旧庁舎跡地について、町行政全般及びまちづくりの観点から、その利用について早急に結

論づけること。

5、マイナンバーカードの利用方法を研究し、保有率を高めること。

②民生費。

1、民生委員の業務を見直し、負担軽減に努めること。

2、保育所の給食材料については、さらに地産地消を考え、地元の食材を有効的に取り入れること。

3、敬老会等は、高齢化の現状も踏まえ、その内容について検討すること。

4、老人クラブの適切な活動補助を行い、高齢者のニーズに合った福祉施策を講じること。

5、ゲートキーパー研修を活用し、多方面からの情報を集め、自殺対策に役立てること。

6、やすらぎタクシー制度について、現状の利用者申込条件を緩和して、利用しやすくすること。

7、待機児童解消に向け、先進地等を調査研究し、処遇改善をして保育士確保に努めること。

③衛生費。

1、生ごみ、可燃ごみの資源化を研究し、揖龍保健衛生施設事務組合負担金の削減に努めること。

2、資源ごみ集団回収運動奨励金は十分に役割を果たした。もっと効果的なものに活用すること。

3、一般ごみ収集運搬の入札については、たつの市も平成31年度から実施すると表明している。太子町も早急に実施すること。

4、上太田瓦礫処分場借地料は22年間も同じ料金である。地権者と話し合い、適正な料金に改めるとともに、代替地も検討すること。

5、救急救命病院の確保のため、医師会等と協議し、前向きに検討すること。

6、各種検診の受診を勧め、早期発見、早期治療を促し、特に風疹抗体率の低い方への予防接種勧奨を積極的に行い、町内での発生、拡大を防ぐこと。

④労働費。

1、就労相談は、今一層に年齢層を広げ、PRに努めること。

⑤農林水産業費。

1、休耕田の有効活用については地域農作物を明確にし、それに見合った活用を推進すること。

2、農業政策の方向性を明確にし、育成発展と農産物の付加価値選定に努めること。

3、ヒナサイ山水路改修工事完了後、兵庫県に対し、砂防堰堤工事を早急に行うよう働きかけること。

4、地籍調査については、積極的に推進すること。

⑥商工費。

1、プレミアム付商品券はわかりやすく、使いやすいように検討すること。

⑦土木費。

1、住宅耐震診断や住宅耐震改修促進事業は、制度の説明や利用案内で事業の促進に努めること。

2、公営施設の遊具施設等のメンテナンスについては、安全安心のため万全を期すること。

⑧消防費。

1、防災行政無線については、情報伝達の多重化を図るもので、災害弱者に対して運用効果を最大限に発揮できるよう万全を期すこと。

2、防災・消防資材は、最新情報の収集により必要性が高いものから備蓄すること。

⑨教育費。

1、子供の安全安心のため、幼稚園にも防犯カメラを設置すること。

2、スクールソーシャルワーカーの専門知識や技術を活かし、子供たちの抱えている問題を解決すること。

3、町立幼稚園の3歳児保育試行事業は園区を超えての送迎もあるので、安全に配慮しながら円滑に実施し、平成32年度の本格実施に向けて検討、検証を行うこと。

4、町民体育館は町民スポーツや各種行事、避難所にもなるので、利用者に周知徹底して迷惑をかけないように耐震・大規模改修事業を進めること。

5、学校園への空調設備設置について、子供たちの教育環境を守るため、速やかに実施すること。

6、給食センター建設工事をスケジュールどおりに確実に実施すること。

以上、報告を終わります。

○議長（森田眞一） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時18分）

（再開 午前11時18分）

○議長（森田眞一） 再開いたします。

○清原良典議員 失礼しました。当予算委員会に付託されました件を審査報告書を読み上げ、報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第17号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、平成31年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月12日火曜日午前10時から午後5時14分。平成31年3月13日水曜日午前10時から午後3時55分。平成31年3月14日木曜日午前10時から午前11時5分。

3、審査経過及び結果

1)審査経過については、別紙のとおり。

2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

3)会議録は、後日希望者に配付する。

以上、失礼しました。よろしくお願いします。

○議長（森田眞一） 以上で平成31年度一般会計予算委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

(全員賛成)

○議長(森田眞一) 全員賛成です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第18号 平成31年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第14 議案第19号 平成31年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第15 議案第20号 平成31年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第16 議案第21号 平成31年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長(森田眞一) 次に、日程第13、議案第18号平成31年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第16、議案第21号平成31年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一括議題といたします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査をいただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 4件の議案を審査いたしております。

それでは、委員会審査報告書を読み上げて、報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第18号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、平成31年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月7日木曜日午前10時から午後2時50分。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①平成29年度の1人当たりの医療費はとの質疑に、県が9月に速報値として提示をしているのは36万3,821円。これは県下41市町中39位で下から3番目で、太子町の医療費は低い水準で推移しているとの答弁があった。

②レセプト点検では、どのようなところに力を入れて、効果を生じているのかとの質疑に、資格のない方に医療費を払わないよう資格の点検。また内容点検も診療報酬上のルールがあり、審査に回すものもあるので、その両方をあわせてやっているとの答弁があった。

③予算書に保険者努力支援制度交付金1,021万1,000円が上がっているが、太子町としてどういう努力によって交付金が増額されたのかとの質疑に、保健事業の中で新たに平成31年度から糖尿病性腎症重症化予防事業に新規で取り組む。これは国の保険者努力支援制度の中のメインの1つであり、厚生労働省から指針等が出ているもので、それらが反映された結果であるとの答弁があった。

④特定健康診査等事業費のところで平成28年度、29年度の数値はとの質疑に、29年度は法定数字で太子町30.7%、県平均35.4%、県内38位。平成28年度が太子町30.6%、県平均34.8%、県内37位であり、頑張っているが県内でも低い状況となっているとの答弁があった。

⑤結核は平成29年度3件あったということであるが、発見されてからどういう流れで処理をし

ていくのかとの質疑に、医療行為はわからないが、感染症予防法の適用医療になるため、医療費は自己負担額5%、その5%の分について国民健康保険から支給をするとの答弁があった。

⑥歳入歳出予算が昨年に比べて1億円増、太子町は1人当たりの医療費が低いにもかかわらず全体的に予算がアップしており、今回国民健康保険税の限度額も引き上げざるを得なかったと思うが、限度額の上昇は医療費が今後も増え続けていくと考えるしかないのかとの質疑に、医療技術の発展や健康寿命も延びており、いい薬が出たことにより元気になるというのも事実である。そういった面も含めて医療費は右肩上がりになると考えるとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。賛成、井村副委員長、首藤委員、清原委員、井川委員。反対、平田委員。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第19号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、平成31年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月7日木曜日午前10時から午後2時50分。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①医療・介護連携推進事業委託料について詳細な内容をとの質疑に、現在、ケアマネジャーや医療職等の職種の方で多職種連携会議をやっており、困難事例の対応の中で、例えば在宅の末期がんの方との連携をどのように図るかというような研修を行う場合、その研修をたつの市・揖保郡医師会に委託して、たつの市と人口割で案分するものであるとの答弁があった。

②成年後見制度に係る予算が上げられているが、現在、後見人となっている方が何人いるのかとの質疑に、裁判所が選任した弁護士等の数について把握していないが、市民後見人は実際に活動しているのが1名で、登録しているのが太子町は3名であるとの答弁があった。

③調整交付金の補助率が100分の0.48ということで、その推移はとの質疑に、平成25年度は0.35、29年度は1.03まで上がっていたが、平成30年度に制度改正があり、それまでは75歳未満と75歳以上の比率で計算するというものが75歳、84歳、85歳以上と3段階に分かれ、太子町の場合は85歳以上の割合が少ないので、このような結果になってきたとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第20号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、平成31年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月7日木曜日午前10時から午後2時50分。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①後期高齢者医療保険料の特別徴収（現年分）と普通徴収（現年分）の人数はとの質疑に、平成31年度の特別徴収は3,293人を見込んでおり前年より224人の増である。普通徴収は639人を見込んでおり、ほぼ前年並みで4人の増であるとの答弁があった。

②西播磨地域の特徴は関節疾患の割合が県平均よりも高い。また糖尿病の割合も入院外医療において高い。逆に骨折の割合は県平均より低いとの傾向であるが、太子町も同様であるかとの質疑に、金額的にレセプトの請求で多いのは太子町においては糖尿病であり、そのような傾向にあ

ると分析をしているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第21号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、平成31年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月7日木曜日午前10時から午後2時50分。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①墓園の関係では福祉文教常任委員会でも以前調べたことがあり、さまざまな提言をしてきたが、今年度10月以降に消費税が上がる手前で購買喚起をしてはどうかとの質疑に、消費税が上がるというのと使用権の購入というところについては、墓石の高騰によって使用権を求める方もいるだろうが、まず納骨する対象がないとそこまでの動きはないので間接的な影響となるのではないかと捉えているが、これらを契機に再度PRしていくという対策もとっていききたいとの答弁があった。

②昨年度、福祉文教常任委員会は早急に墓地のニーズ調査をしてはどうかという提言をしているが、それはどうなっているのかとの質疑に、今後取りかかっていたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上でございます。どうかよろしくお願いします。

○議長（森田眞一） 以上で福祉文教常任委員会委員長福井輝昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第18号平成31年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田議員。

○平田孝義議員 国民健康保険特別会計予算に対し、反対討論を行います。

一昨年、私どものアンケート調査による町民の声は、国民健康保険税に対する高過ぎるという声が多く上げられました。2018年度から国民健康保険の保険料はこれまでの計算方法とは異なるもので、都道府県単位の市町村標準保険料率を参考にしながら、それぞれの保険料を計算し、制度の安定化が先決と判断して国民健康保険財政の都道府県化を進めました。まずは、市町村が行っていた一般会計から国民健康保険会計への法定外繰り入れの問題を解決し、制度を安定させる必要がありました。ただ、国が現在地方に入れている公費3,400億円は、セーフティーネットとしての安定化を図ろうとするものであります。今後、高齢世代の疾病リスクが拡大する中で、3,400億円では足りないのが現実です。このようなことでは、今後標準保険料率の段階で現行保険料より大幅値上げ、それと当町においては滞納者も多くなる可能性と、そこで強制取り立てが生まれ、さらには病院に行きたくても行けない人たちも増える可能性も考えられ、これまでの国

民健康保険事業目的である健全な運営確保をすることが求められる。国と地方の協議などで1兆円の公費投入で、全国健康保険協会並みの保険料に、全国知事会は国に対して1兆円の公費投入を求めています。これからの高齢化の進行により所得の低い人たちが国民健康保険の被害になることが想定されます。そのような状況の中で、各市町村や都道府県が国民健康保険の保険者として、どう責任を果たすのか。制度の維持、拡充のために不安を残すところでもあります。今回も、国民健康保険制度に対し国が国民健康保険補助を拡大する必要性の中で、地方自治が国に対して常に要望書が必要と考えられます。そういった中で、反対いたします。

○議長（森田眞一） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

（賛成多数）

○議長（森田眞一） 賛成多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第19号平成31年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

（全員賛成）

○議長（森田眞一） 全員賛成です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第20号平成31年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田眞一) 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

(全員賛成)

○議長(森田眞一) 全員賛成です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第21号平成31年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田眞一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田眞一) 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決いたします。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

(全員賛成)

○議長(森田眞一) 全員賛成です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第22号 平成31年度兵庫県太子町水道事業会計予算

日程第18 議案第23号 平成31年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

○議長(森田眞一) 次に、日程第17、議案第22号平成31年度兵庫県太子町水道事業会計予算及び日程第18、議案第23号平成31年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を一括議題といたします。

上程中の議案2件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 それでは、お手元の2件につき報告書を読み上げ、報告とします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告をします。

1、審査した事件。議案番号、議案第22号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、平成31年度兵庫県太子町水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月11日月曜日午前10時から午前11時42分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①水道使用料の有収水量が昨年に比べて2万2,000立方メートル減っている、また兵庫県企業庁よりの受水が1,400立方メートル増えているが、この要因はとの質疑に、毎月の検針数は増えているが料金については増えていない。皆さんが節水されて給水収益が増えていないということで下方修正し予算計上をした。また兵庫県企業庁からの受水について、来年度はうるう年を含むため1日多く受水しなければならないとの答弁があった。

②投資有価証券購入費2億円とあるが、何をかうのか、また目的や理由はとの質疑に、国債及び地方公共団体が発行する債券を購入して資金運用するという目的で予算計上をさせていただいた。しかし現在は国債自体の利率が非常に低いため、数年は予算計上をさせていただいているが、実際は債券運用していない状況である。今後はもっと景気がよくなり国債金利が高くなれば資金運用をさせていただく予定であるとの答弁であった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告をします。

1、審査した事件。議案番号、議案第23号。付託年月日、平成31年3月6日。件名、平成31年度兵庫県太子町下水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成31年3月11日月曜日午前10時から午前11時42分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①皮革排水について、この設備は近いうちに更新しないといけないと思うが、それについての見通しはとの質疑に、前処理場の施設については過大であると認識している、更新となれば非常に大きな事業費になるため、その対策の1つとして生污泥搬送にかえているが、今後更新等が生じる場合はダウンサイジングを考えていくとの答弁であった。

②下水道事業の営業収益が5億2,806万3,000円、営業費用が10億3,739万9,000円で、その差は約5億900万円の赤字になっている。減価償却費が6億1,014万6,000円であるため、資金的には問題ないのかもしれないが、将来この問題についてどうするのかとの質疑に、基本的に減価償却費は下がってくる。あわせて起債の元金償還も下がってくるが、どうしても今後の人口減少等を迎えるため、上水道、下水道とも今後は料金改定等を考えなくてはならないと思っているとの答弁であった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、2件の御審議をお願いします。

○議長（森田眞一） 以上で経済建設常任委員会委員長藤澤元之介議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第22号平成31年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

（全員賛成）

○議長（森田眞一） 全員賛成です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第23号平成31年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田議員。

○平田孝義議員 平成31年度下水道事業特別会計予算に対し、反対討論をいたします。

この事業は、美しい環境と住民生活において、安心安全を優先する大切な予算です。年々、決算委員会、予算委員会において要望、提案などがなされ、少しずつ改善されるものもありますが、雨水対策、雨水幹線整備事業にかかわる調査の運びなど期待しており、計画どおり行おうというしていることは評価をしております。問題は、これまで長年にわたり、一般会計、町の財源から多額の繰入金为例年投入されている前処理場の件であります。この皮革汚水の前処理施設に対し、この問題は過去をさかのぼると、国、県の方の誘導により公共下水道施設の一部としてつくられたという経過があります。過去3,000万円以上あった県補助金が、現在では年々減少し200万円にも満たない県の補助であります。これまで、施設の老朽化を理由にいろいろな手だて、生污泥搬送計画など、多額の予算をこれまで費やしているが、何ら削減には至っていない。このような状況が長く続くようであれば、町の財政悪化に大きく影響を及ぼすことになる。さらに必要とする施設の改修工事となれば莫大な予算を必要とし、財政的に問題である。地場産業と言いながら赤字企業が多々ある中で一部の特定企業にだけ町民の税金を投入し続けることは、必要性、平等性からして余りにも矛盾しているとしか言いようがありません。この件については、過去の問題をはっきりとし、さらに県利用者負担も視野に入れ、検討すべき問題であるところから、早急に対応すべきであり、反対といたします。

○議長（森田眞一） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいか。

(賛成多数)

○議長(森田眞一) 賛成多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第19 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(森田眞一) 次、日程第19、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題といたします。

広報広聴常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田眞一) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成31年第1回太子町議会定例会(第478回町議会)を閉会いたします。

(閉会 午前11時54分)

~~~~~

議長挨拶

○議長(森田眞一) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月25日の招集以来、本日までの29日間の長きにわたる会期でございましたが、その間審議されました案件は一般会計、特別会計、企業会計、合わせて総額219億1,735万5,000円の平成31年度当初予算を初め、各会計の補正予算、条例の制定、人事案件など多数の重要案件でございました。議員各位には、この間、終始熱心に御審議を賜り、ここに全て滞りなく議了することができましたことは町勢発展のため、まことに御同慶にたえません。ここに謹んで議員各位の御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げます。

また、町長を初め、町当局各位の議会審議に対して真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。特に、新年度予算の執行に当たりましては、厳しい財政状況ではありますが、“和のまち太子”の実現に向け、福祉の向上と生活基盤の充実が図られますよう強く望むものでございます。

いよいよ春、各地から花の便りが聞かれる好季節となつてまいりましたが、議員各位にはこの上もなく御自愛いただきまして、町政進展のため、なお一層の御精励を賜りますようお願いを申し上げます。

また、3月をもって退職されます岡田生活福祉部長並びに塩井事務局長におかれましては、長

い間本当に御苦労さまでございました。今後は健康に御留意され、また違った立場から太子町発展のため御尽力いただければありがたいと思います。本当にありがとうございました。

以上をもってまことに簡単措辞でございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 平成31年第1回太子町議会定例会（第478回町議会）を閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る2月25日から開会されました今期定例会におきまして、議員各位には議案が多数にもかかわらず、本会議並びに各委員会において御審議いただき、平成31年度予算案等を議了いただきました。その御労苦に対しまして衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

さて、御在任中お世話になりました議員各位の任期もいよいよ間近に迫ってまいりました。顧みますと、この4年間、さまざまなことがありました。平成28年の熊本地震や平成30年の西日本豪雨、北海道胆振東部地震など、全国的に自然災害が頻発する中、本町におきましても平成29年台風18号災害により床上、床下浸水が発生いたしました。改めて自然災害の恐ろしさ、安全・安心なまちづくりの重要性を痛感したところでございます。また、人口減少、少子高齢化もこの4年間で一層進行いたしました。超高齢社会が続く中、子育て支援や高齢者福祉の充実、税財源の確保、地域社会の活性化がますます必要となってまいります。このような目まぐるしく変動する社会情勢の中、各種の懸案事項が進捗し、運営できましたことは町議会の皆様方の御協力のたまものであります。ここに太子町の一層の発展を願いながら、皆様の多年にわたる御厚情に対し衷心より深甚なる感謝の意を表します。

最後に、皆様におかれましては、くれぐれも御健康に留意いただくようお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（森田眞一） 教育長。

~~~~~

教育長挨拶

○教育長（寺田寛文） このたび私の退任に際しまして、発言の機会を与えてくださった森田議長のお計らい、そして議員各位の心温まる御配慮に胸が熱くなる思いがしております。ありがとうございました。

昨年9月の定例議会において、議員各位より3カ年の教育長の任を任されたにもかかわらず、このたびの私の身勝手な願いに御理解をいただき、しかも後任の教育長に対して全員の方の同意をいただきましたことをこの上のない喜びと、最後の最後まで温かく見守っていただきましたことの御厚情に感慨深きものがございます。御存じのとおり、教育は生きております。しかも、近年その動きは目まぐるしく活発でございます。道徳の特別教科化、小学3、4年生の外国語活動、5、6年生の英語の教科化が導入されること、またいじめ、不登校に対しては時間をかけて個々に応じた対応が求められております。後任の教育長は教育に対するより深い識見と強いリーダーシップを有し、しかも人望も厚い方でございますので、私はバトンを渡し、数々の課題解消をお願いする最適な方でございます。

議員各位には教育に対してより深く理解していただき、新教育長に対してもこれまで以上の御支援をしていただいて、子供たちが伸び伸びと学校生活を送り、和の心を大切にして、太子町の学校で学んでよかったと思えるようにしていただくことを強く願っています。そして、これを私

の最後の挨拶とさせていただきますが、最後に迫っています4月の総選挙には議員各位の御健闘を心より願っております。

それでは、これをもって全ての御挨拶とさせていただきます。長々とありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

太子町議会議長 森 田 眞 一

署名 議員 玉 田 正 典

署名 議員 中 薮 清 志